

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

職員の酒気帯び運転事案に対し、組織の長としての責任を重くみて、市長の給料月額の 10 分の 2 を 1 か月、副市長の給料月額 10 分の 1 を 1 か月、それぞれ減額して支給するため、条例を改正するものである。

2 改正内容

- (1) 令和 7 年 4 月に支給する市長の給料月額について、現在の給料月額から 10 分の 2 を減じて得た額とする。

現行の給料月額	減 額	減額後の給料月額
850,000 円	△170,000 円 (△20%)	680,000 円

- (2) 令和 7 年 4 月に支給する副市長の給料月額について、現在の給料月額から 10 分の 1 を減じて得た額とする。

現行の給料月額	減 額	減額後の給料月額
638,000 円	△63,800 円 (△10%)	574,200 円

3 施行期日等

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。